

令和6年第4回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和6年4月15日、午後2時00分から、市役所6階 601・602会議室において、令和6年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
吉田 伸幸
三戸 美代子
北川 英一
白井 妙子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	佐藤 知子
教育指導担当部長	岸 知聡
教育総務課長	涌田 恵一郎
指導課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	工藤 紀
学校給食課長	中島 英
図書館課長	久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	古川 直広
教育総務課教育総務係	千代 菜摘
教育総務課教育総務係	加藤 千佳

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第18号議案
「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和6年度）の解任及び任命について」
- (5) 日程第5 第19号議案
「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」
- (6) 日程第6 第20号議案
「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究

- の諮問について」
- (7) 日程第7 第21号議案
「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用
図書採択要領について」
- (8) 日程第8 第22号議案
「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用
図書の調査・研究の諮問について」
- (9) 日程第9 第23号議案
「専決処分の承認を求めることについて（令和6年4月1
日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員に任命する者
の一部変更）」

教育総務課長 開催に先立ちまして、出席説明員のうち、学務課長は、欠席となっておりますことをご報告いたします。
それでは、教育長お願いいたします。

教育長 ただいまから、令和6年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。
会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、北川委員にお願いいたします。
次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、日程第3 「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 令和5年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰について
4 第2回 第四次稲城市教育振興基本計画策定委員会について
5 学校開放事業について

教育部長 1 学校教育法施行令第20条に基づき通知された児童・生徒数について
2 令和6年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
3 学校給食費未納者への対応について
4 令和6年度小学校第一学年児童に対する寄附について
5 感染症等による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について

6 令和5年度児童・生徒数・学級数（令和6年3月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
2 研修事業について
3 その他について
4 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について
5 生涯学習推進事業について
6 放課後子ども教室参加状況（2月分）について
7 公民館主催事業の実施状況について
8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
9 生涯学習課利用統計について（公民館3月分、iプラザ2月分）

学校給食課長 1 令和5年度給食調理数について
2 3学期の学校給食終了について

図書館課長 1 市主催事業について
2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
3 分館主催行事について
4 巡回資料展示会について
5 城山体験学習館の主な事業について
6 図書館の利用状況（令和6年3月）について

教育長 教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第5 第19号議案から日程第8 第22号議案までを先に行い、その後、日程第4 第18号議案及び日程第9 第23号議案を行うことといたします。

それでは、日程第5 第19号議案「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案は、令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるもので、提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領案につきましてご説明を申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりますことから、本案は令和7年度使用教科用図書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとにご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。

「1 目的」でございます。

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立中学校において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるといたしました。

「2 採択の方法」でございます。

文部科学省作成による「中学校教科書目録」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに採択することになります。

「3 採択の方針」でございます。

(1) 留意事項として2点ございます。

1点目といたしまして、稲城市立中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。

(2) には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。

(3) といたしまして、調査研究につきましては、主に内容、構成上の工夫、その他について調査研究を行うことといたしました。

(4) といたしまして、十分な調査研究の上、生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するといたしました。次に、「4 採択の時期」でございますが、令和6年8月31日までに採択をお願いいたします。

「5 採択のための機関・組織・職務」でございます。

(1) 教育委員会、(2) 審議会、(3) 調査研究委員会、この三つの機関・組織・職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

次に、(2)の審議会でございます。

③審議会の定数・組織につきましては、保護者、学識経験者、中学校長から9人以内で組織いたします。

審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。

さらに、(3) 調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として調査研究委員会を設置し、教科用図書の研究調査を行います。

次に、5 ページをご覧ください。

「6 留意事項」でございます。

(1) といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものいたします。

(2) といたしまして、採択、審議、調査研究の際の公正確保のために、記載のとおり6項目を定めてまいりたいと存じます。

以下、7、8、9につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員 1点確認ですが、審議会の「定数・組織」というところ、4ページの中ほど、「組織を次のとおりとします。保護者（PTA）2人、学識経験者1人、各中学校長6人以内」とありますが、これは保護者2人、学識経験者1人、各中学校長は6人以内ということは必ず6人審議会に入っているのか、それとも5人なのか4人なのか。定数は9人以内ということなので、この校長先生のところだけアバウトになっているんですが、その辺の意図しているところをお聞かせください。

教育長 指導課長。

指導課長 4ページの審議会の「定数・組織」において、審議会の校長が資格要件に該当しない場合、定数よりも減る可能性があるという理由でこのような表記に変更しております。

教育長 吉田委員。

吉田委員 「資格要件でない」というものを、具体的に教えてください。

教育長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 私のほうからお答えします。

本市には公立中学校が6校ありますので、原則、6校の校長先生に審議会委員として入っていただくことが前提ではございますが、先ほど指導課

長が申しました「資格要件」ということでは、例えば教科書の編集委員等をやっている場合には利害関係等が生じます。そういった校長は審議会委員としての資格要件に当てはまらないということで、除いた残りの人員によって審議会を構成することで、6人以内という形で要領を定めさせていただいたということです。

教育長 吉田委員。

吉田委員 分かりました。

そうしますと、利害関係があるかないかというのは指導課のほうでは把握ができているということでしょうか。

教育長 教育指導担当部長。

教育指導担当部長 教員は兼職・兼業を行う場合には兼職・兼業届を提出することになっていて、届を見て教育委員会が認めるという形になっております。例えば、編集委員等の兼職・兼業等を行っている場合には、届で把握しているということでございます。

教育長 吉田委員。

吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。
北川委員。

北川委員 今回の要領、前回と何か変更点はあるのでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 本要領につきましては、令和5年度の中学校教科用図書の採択要領に準じて定めております。前回の教科用図書の採択要領から変更した点といたしましては、2ページの「3 採択の方針」の(3)のところに新たに「ウ その他」という項目を追記いたしました。これは、教科ごとの特性や特徴等についてより具体的に調査・研究をする必要があるという理由によるものでございます。

また、4ページの審議会の「定数・組織」について「6人以内」という表記に変更いたしました。これは先ほどもご説明したとおり、審議会の校

長が資格要件に該当しない場合、定数よりも減る可能性があるという意味でこのような表記に変更しております。

以上です。

教育長 北川委員。

北川委員 ありがとうございます。分かりました。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第19号議案「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第20号議案「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案は、令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、教科用図書審議会へ諮問する必要があるので提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問につきましてご説明を申し上げます。

本案は、稲城市立中学校教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、保護者、学識経験者、中学校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。本案をご承認いただきました後に審議会長に諮問を行い、令和6年7月31日までに審議会から答申をいただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。
これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教育長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第20号議案「令和7年度使用稲城市立中学校教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 第21号議案「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案は、令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので提出するものです。詳細につきましては指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案につきましてご説明を申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、毎年、使用する前年度の8月31日までに採択を行っておりますことから、本案は令和7年度使用教科用図書の採択に向け採択要領を定めるものでございます。

それでは、項目ごとにご説明を申し上げます。2ページをご覧ください。
「1 目的」でございます。

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために必要な事項を定めるといたしました。

「2 採択の方法」でございます。

小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに文部科学省検定外の教科用図書から種目ごとに採択することになります。

なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用する教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用することとなります。

「3 採択の方針」でございます。

(1) 留意事項として3点ございます。

1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて創意・工夫をすることといたしました。

(2) には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。

(3) といたしまして、調査研究につきましては、主に内容、構成上の工夫、その他について調査研究を行うことといたしました。

3ページをご覧ください。

(4) といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するものとしたしました。

「4 採択の時期」でございますが、令和6年8月31日までに採択をお願いいたします。

「5 採択のための機関・組織・職務」でございます。

(1) 教育委員会、(2) 審議会、(3) 調査研究委員会。この三つの機関・組織・職務を記載のとおりにて定めてまいりたいと存じます。

(2) の審議会でございます。③審議会の「定数・組織」につきましては、特別支援学級設置校長6人から組織いたします。審議会におきまして調査研究を行い、その結果を教育委員会にご報告いただくものでございます。

さらに、(3) 調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究を行います。

5ページをご覧ください。「6 留意事項」でございます。

(1) といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重に取り扱うものいたします。

(2) といたしまして、採択、審議、調査研究の際の公正確保のために、記載のとおり6項目を定めてまいりたいと存じます。

6ページの7、8、9につきましては記載のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。
これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教育長 それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第21号議案「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 第22号議案「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案は、令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるので提出するものです。詳細につきましては指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長 それでは、令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきましてご説明を申し上げます。

本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、小・中学校の特別支援学級設置校長からなる審議会に調査・研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に審議会長に諮問を行い、令和6年7月31日までに審議会から答申をいただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりました。
これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教育長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第22号議案「令和7年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書調査・研究の諮問について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 第18号議案及び、日程第9 第23号議案を議題といたします。第18号議案及び第23号議案は人事案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議なしと認めます。よって、第18号議案及び第23号議案は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※全課長及び傍聴者は退室する。

(これより第18号議案及び第23号議案は非公開審議)

非公開審議

(これにて第18号議案及び第23号議案の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。

これより、第18号議案「稲城市立小・中学校学校運営協議会委員（令和6年度）の解任及び任命について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第23号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和6年4月1日付稲城市立小・中学校学校運営協議会委員に任命する者の一部変更）」を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第23号議案は原案のとおり承認いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

（午後2時40分閉会）